

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:海技教育機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
給食業務委託	国立清水海上技術短期大学校長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成20年4月1日	(株)レバスト 東京都中央区銀座7-13-8	会計規程第38条第1項第3号 競争に付することが、不利と認められるとき。	非公表	3,250,800	—	0人	前年度は指名競争入札により委託業者を選定したが、前年度実績を有する業者を選定することにより、金銭の扱い業務を確実に遂行する能力及び信頼性があり又、業務遂行に必要な設備投資をする必要がないため、金額的に有利に契約できることから随意契約とすることが学生寮の運営上有利であるため。	平成21年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達 of 適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

※予定価格欄の非公表は、同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため。

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:海技教育機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
会計システム運用支援業務一式	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成20年4月1日	NTTデータソリューション(株) 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	会計規程第38条第1項第3号 競争に付することが、不利と認められるとき。	非公表	3,471,195	—	0人	契約相手方には、契約の対象であるシステムの構造、機能を十分に理解し、システムが安定的に稼働でき、かつ、迅速に対応できる技術能力等を有することが要件として求められる。本要件を満たすことができるものはシステムを製作した当該事業者が最も適当であり、他の者に履行させることは困難である。	14	
船主責任保険	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成20年4月1日	日本船主責任相互保険組合 東京都中央区日本橋人形町2-15-14	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。	非公表	3,262,809	—	0人	当該保険は船舶の所有者又は賃借人がその所有し又は賃借した船舶の運航に伴って生ずる自己の責任及び費用に関する相互保険であるため、当機構も当該保険組合の組合員となっており、競争を許さない。	19	
船主責任保険 <特別カバー>	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成20年4月1日	日本船主責任相互保険組合 東京都中央区日本橋人形町2-15-14	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。	非公表	3,509,992	—	0人	当該保険は船舶の所有者又は賃借人がその所有し又は賃借した船舶の運航に伴って生ずる自己の責任及び費用に関する相互保険であるため、当機構も当該保険組合の組合員となっており、競争を許さない。	19	
波方海上技術短期大学校 土地賃貸借契約	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成20年4月1日	今治市 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。	非公表	1,563,000	—	0人	契約の相手方が地方公共団体であるため	19	
外航基幹職員養成コースの海上防災訓練受講料	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12-24	平成20年9月26日	独立行政法人海上災害防止センター 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。	非公表	3,051,075	—	0人	海技大学校において実施する、国の施策に基づく課程「技術教育科特別課程 国際協力コース(中級)」の科目にある、STCW条約に基づく内容の海上防災訓練を実施する機関が、日本国内で同センターのみであるため	19	
官報公告掲載(財務諸表)	独立行政法人海技教育機構 理事長 静岡県静岡市清水区折戸3-18-1	平成20年10月1日	(株)静岡県官報販売所 静岡県静岡市追手町10-121	会計規程第38条第1項第1号 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。	非公表	1,588,140	—	0人	財務諸表官報掲載のため	6	

国際協力コース(中級)の海上 防災訓練受講料	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 24	平成20年10月14日	独立行政法人海上災 害防止センター 神奈川県横浜市西区 みなとみらい3-3-1	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	非公表	1,764,000	—	0人	海技大学校において実施する、国 の施策に基づく課程「技術教育科 特別課程 国際協力コース(中級)」 の科目にある、STCW条約に基づ く内容の海上防災訓練を実施す る機関が、日本国内で同センター のみであるため	19	
会計監査契約	独立行政法人海技教育 機構 理事長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成20年11月10日	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸 町1-2	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	非公表	8,400,000	—	0人	独立行政法人通則法第40条の規 定に基づき、平成20年11月5日付 けで国土交通大臣が選任した会 計監査人であるため、契約の性 質又は目的が競争を許さない	19	
景観データ改修	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 24	平成21年2月9日	東京都文京区後楽2- 3-21 (株)キャドセンター	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	非公表	4,126,500	—	0人	本件は、既に納品済みのデー タの改修作業であり、著作権を保有 している同納品業者に改修させる ことが合理的であるため	19	
電気料金(清水校)	国立清水海上技術短期 大学校長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成20年4月1日	中部電力(株) 名古屋市東区東新町1 番地	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	4,212,199	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金(波方校)	国立波方海上技術短期 大学校長 愛媛県今治市波方町波 方甲1634-1	平成20年4月1日	四国電力(株) 高松市丸之内2-5	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	2,137,711	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金(小樽校)	国立小樽海上技術学校 長 小樽市桜3-21-1	平成20年4月1日	北海道電力(株)小樽支 小樽市富岡1丁目9-1	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	471,742	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金(宮古校)	国立宮古海上技術学校 長 岩手県宮古市磯鶏2-5 -10	平成20年4月1日	東北電力(株)宮古営業 所 宮古市築地2-2-33	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	2,479,147	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金(館山校)	国立館山海上技術学校 長 千葉県館山市大賀無番 地	平成20年4月1日	東京電力(株) 東京都千代田区内幸 町1-1-3	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	4,214,717	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金(唐津校)	国立唐津海上技術学校 長 佐賀県唐津市東大島町 13-5	平成20年4月1日	九州電力(株)唐津営業 所 唐津市新興町2951-1	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	1,921,851	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金(口之津校)	国立口之津海上技術学 校長 長崎県南島原市口之津 町丁5782	平成20年4月1日	九州電力(株)島原営業 所 島原市城内1丁目 1207-1	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	1,988,673	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
水道料金(清水校)	国立清水海上技術短期 大学校長 静岡県静岡市清水区折 戸3-18-1	平成20年4月1日	静岡市水道事業下水 道 静岡市葵区追手町5番 1号	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	949,310	—	0人	水道を供給することが可能な業者 が一のため	8	
水道料金(小樽校)	国立小樽海上技術学校 長 小樽市桜3-21-1	平成20年4月1日	小樽市水道局 小樽市花園2-12-1	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	1,466,646	—	0人	水道を供給することが可能な業者 が一のため	8	

水道料金(館山校)	国立館山海上技術学校 長 千葉県館山市大賀無番 地	平成20年4月1日	三芳水道企業団 千葉県館山市北条 1145-1	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	1,958,841	—	0人	水道を供給することが可能な業者 が一のため	8	
水道料金(口之津校)	国立口之津海上技術学 校 長 長崎県南島原市口之津 町丁5782	平成20年4月1日	南島原市 収入役 長崎県南島原市口之 津町丙4252番地	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	2,899,423	—	0人	水道を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 24	平成20年4月1日	関西電力 大阪市北区中之島3- 6-16	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	18,701,053	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
電気料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 24	平成20年4月1日	中国電力 広島県中区小町4-33	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	2,469,651	—	0人	電気を供給することが可能な業者 が一のため	8	
水道料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 24	平成20年4月1日	芦屋市 兵庫県芦屋市精道町7 番6号	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	6,186,312	—	0人	水道を供給することが可能な業者 が一のため	8	
専用線料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 24	平成20年4月1日	KDDI 東京都新宿区西新宿 2-3-2	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	2,611,980	—	0人	電話利用可能な業者が一のため	8	
電話料金	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 26	平成20年4月1日	西日本電信電兵庫支 店 兵庫県神戸市中央区 海岸通11番	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	1,420,194	—	0人	電話利用可能な業者が一のため	8	
後納郵便	海技大学校長 兵庫県芦屋市西蔵町12- 27	平成20年4月1日	大阪中央郵便局 大阪府大阪市北区梅 田3-2-4	会計規程第38条第1項 第1号 契約の性質又は目的 が競争を許さないとき。	—	1,072,895	—	0人	後納郵便利用可能な業者が一の ため	9	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達に適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

※予定価格欄の非公表は、同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため。

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
<p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>	
<p>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</p>	
<p>(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>1</p>
<p>(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>2</p>
<p>(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの</p>	<p>3</p>
<p>(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの</p>	<p>4</p>
<p>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</p>	<p>5</p>
<p>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</p>	<p>6</p>
<p>ニ その他</p>	
<p>(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等</p>	<p>7</p>
<p>(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)</p>	<p>8</p>
<p>(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)</p>	<p>9</p>
<p>(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入</p>	<p>10</p>
<p>(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入</p>	<p>11</p>
<p>(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの</p>	<p>12</p>